

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2023-15)
令和5年7月12日

関西支店 安全環境部長

足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の
改正について（通知）

厚生労働省は、墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る観点から、労働安全衛生規則の一部を下記のとおり改正しました。（令和5年厚生労働省令第22号）

改正に伴い当社チェックリストも改訂しましたので、合わせて作業所関係者に周知願います。

記

1. 一側足場の使用範囲が明確化されます。（令和6年4月1日施行）
幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要となります。
※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと
2. 足場の点検時には点検者※の指名が必要になります。（令和5年10月1日施行）
事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
※点検者については、
 - ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育受講者
 - ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等、十分な知識・経験を有する者を指名することが望ましい。
3. 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります。
（令和5年10月1日施行）
事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

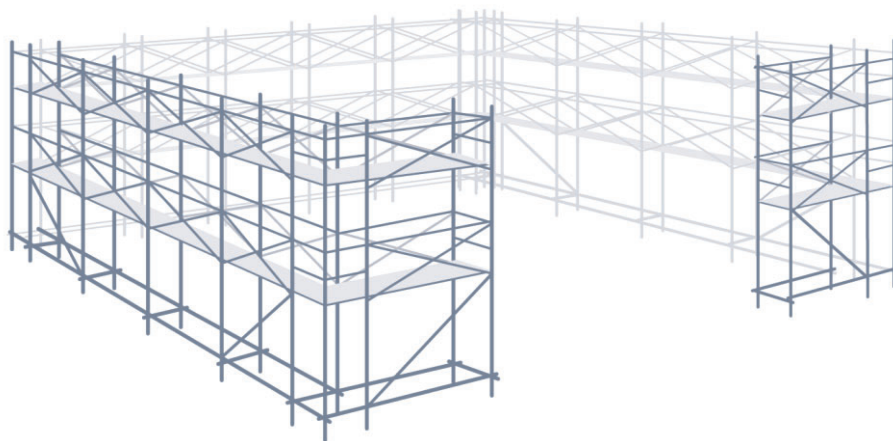
※この事務連絡は、事務連絡 23-11（令和5年7月10日）安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上

別紙：1 足場からの墜落防止措置が強化されます（厚労省リーフレット）
2 改訂後の当社チェックリスト（枠組足場の例）

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1
施行

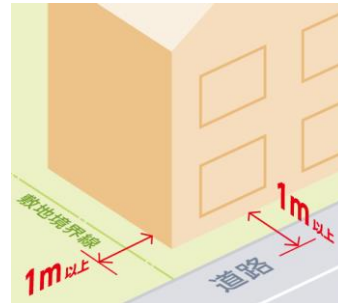
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

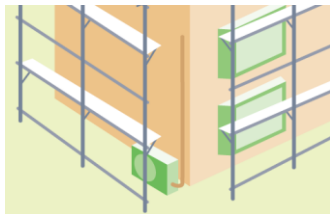
●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

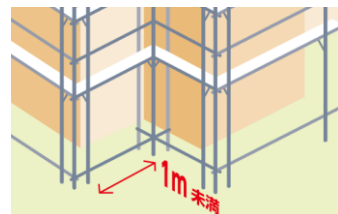


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

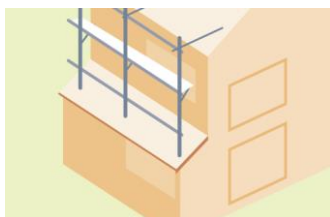
- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



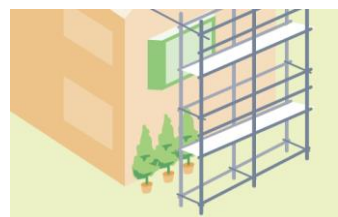
- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



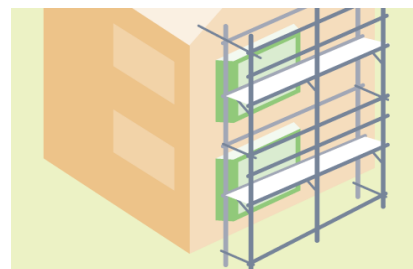
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

●指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

●点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

取引業者		略称	統責者		点検者				
施工場所									
区分	点検項目 (関係法令等)	点検区分	チェック						記事・是正等
		当社	業者	日	日	日	日	日	
組立・解体	作業主任者（H＝5 m以上）又は作業指揮者（H＝5 m未満）は選任・配置したか（則 565、529）								
	作業主任者の氏名及び職務内容を掲示・周知したか（則 18）								
	組立て等に従事する者は特別教育を受講しているか（則 36）								
	組立図、作業標準は作業員まで周知され、これにもとづき作業しているか（則 564）								
	作業区域への関係者以外立入禁止措置はよいか（則 564）								
	使用材料の整備状況と数量は確認したか（社内基準）								
	2層目の組立より上部の作業では、親綱を設け、2丁掛け安全帯を使用しているか（則 564）								
	材料や工具の荷上げ・下しは、つり綱やつり袋を使用しているか（材料などの投下は禁止）（則 564）								
	高所では、ひも付き工具を使っているか								
	組立・解体の進行にあわせて昇降路を順次設置・撤去しているか、昇降路以外のところを昇降していないか（則 526）								
	材料の荷上げ・下しをクレーンで行うときは、荷の仮置き場所はよいか、足場上での荷取扱者は安全帯を使っているか								
	建わく連結部分や各部材の接合はよいか（則 570）								
	作業終了後、作業床上に不要材を放置していないか								
	組立・解体途中の足場を他の作業で使っていないか								
	使用中	強風、大雨、大雪等の悪天候で危険が予想されるときは作業を中止しているか（則 564） (強風：10分間平均10m/秒以上、大雨：50mm/台以上、大雪：25cm/台以上)							
垂直養生ネット（メッシュ）の取付・取外し手順は守られているか									
交さ筋かい、手すり、作業床、壁つなぎ、昇降路などはゆるんだり、取外されていないか（始業時に点検）									
作業場所までの通路、昇降路はあるか、昇降路以外のところを昇降していないか（則 526、540）									
作業の都合でやむをえず交さ筋かいを取外したときは、安全帯を使用しているか（則 563）									
かがみ込んだり、布わくに座るなどの不安定な姿勢で作業するときは、安全帯を使用しているか									
資機材などの落下のおそれのある作業では、作業区域下への関係者以外立入禁止措置はよいか（則 537）									
点検	作業のために一時取外した交さ筋かい、壁つなぎ、手すり等は作業終了後すぐに復旧しているか								
	作業終了後、作業床上に不要材を放置していないか								
	事業者は足場作業開始前に点検者を指名し点検をしているか（則 567）								
	悪天候（強風、大雨、大雪）、中震以上の地震、足場の組立、一部変更等の後は、作業開始前に点検者を指名し点検をしたか（則 567）								
点検	上記の点検記録、点検者の氏名の記録はあるか（足場を使用する作業終了まで）（則 567）								
	点検者の氏名⇒太枠内にフルネームで記載								
	悪天候（強風、大雨、大雪）、中震以上の地震、足場の組立、一部変更等の後の点検者については、 ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育受講者 ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者 ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者 ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等、十分な知識・経験を有する者を指名することが望ましい。								

（点検記号 良好：○印、不良：×印、該当せず：／印）